

剣淵町バルクリースによる低炭素設備
導入調査事業及び導入支援事業に係る
公募型プロポーザル事業者選定実施要領

平成30年7月
北海道上川郡剣淵町

剣淵町バルクリースによる低炭素設備導入調査事業及び導入支援事業
公募型プロポーザル事業者選定実施要領

1. 目 的

剣淵町（以下「本町」という。）の地球温暖化対策は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に規定される「地方公共団体実行計画」として「剣淵町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減を目指して取り組んでいる。

また、「日本の約束草案」では、行政を含む業務その他部門のエネルギー起源 CO2 削減目標として、2030 年度に 2013 年度比 40%削減を目指していることから、今後本町は、従前の取組みに加え、省エネ性能の高い高効率機器を積極的・計画的に導入することなどにより、地球温暖化対策の更なる推進を目指している。

なお、本事業においては、本町が直接管理する施設に対し、省エネ効果や経済性など施設単位で最も合理的な省エネ改修を行うとともに、複数施設において一括改修することによるコストメリットを創出する「バルクリース」により設備更新することで、より事業性が高く、かつエネルギー起源 CO2 の排出低減に資する設備・機器の導入を行うものとしている。

また、この事業は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用して実施するため、環境省または環境省が委託する執行団体の交付規定等の趣旨等を良く理解したうえで参加することとする。

2. 事業名

- ①剣淵町バルクリースによる低炭素設備導入調査事業
- ②剣淵町バルクリースによる低炭素設備導入支援事業

3. 事業の概要

(1) 対象施設

施 設 名 称	施設概要		所 在 地	対象設備区分
	竣工 (年)	延床面積 (㎡)		
役場庁舎	1980	4,265.43	仲町 37 番 1 号	照明・ボイラー
健康福祉総合センター	1997	4,294.92	仲町 28 番 1 号	照明・ボイラー
剣淵小学校	1973・1974	4,195.00	西町 23 番 1 号	照明
剣淵中学校	1977・1978	4,636.00	西町 20 番 1 号	照明
剣淵高等学校	1988	2,659.01	仲町 22 番 1 号	照明
絵本の館	2003	1,798.11	仲町 15 番 3 号	照明
レークサイド桜岡	1993・1994	3,772.04	東町 5141 番地	照明
道の駅	2005	825.15	東町 2420 番地	照明
学童保育所	2010	299.26	西町 23 番 2 号	照明
剣淵町保育所	1992・2011	972.86	西町 4 番 1 号	照明
農業振興センター	1991	486.00	仲町 3 番 8 号	照明
地場産品加工研究センター	1983・1990	198.44	仲町 19 番 1 号	照明
農産物加工研究施設	1997	412.83	仲町 19 番 1 号	照明

(2)事業内容・事業期間

①剣淵町バルクリースによる低炭素設備導入調査事業

【事業内容】

- (i) 現状把握
- (ii) 改修効果の分析（初期投資、ランニングコスト等）
- (iii) バルクリースによるコスト削減効果の検討
- (iv) 改修対象施設の選定
- (v) 事業化の検討（事業範囲、経済性等）
- (vi) 事業効果の検証方法の検討（エネルギー消費量、二酸化炭素排出量等）
- (vii) 図面・仕様書等の閲覧

【事業期間】

契約締結：平成 30 年 8 月上旬（予定）

事業期間：平成 30 年 8 月から平成 30 年 9 月まで

②剣淵町バルクリースによる低炭素設備導入支援事業

【事業内容】

- (i) 調査事業報告書に基づく調査
- (ii) 機器及び設置に必要な付属品一式の賃貸借
- (iii) 機器及び設置に必要な付属品一式の取替工事（廃棄物の処分含む。）
- (iv) 電力会社への電気使用契約容量変更申請業務
- (v) 機器の管理データ作成
- (vi) 機器の維持管理
- (vii) 環境省（または環境省が委託する執行団体）への「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体所有施設のリース手法を用いた一括省 CO2）のうちバルクリースによる低炭素設備導入支援事業（以下「導入補助金」という。）」の申請等補助金関連業務

【事業期間】

契約締結：平成 30 年 10 月（予定）

工事期間：平成 30 年 10 月から平成 31 年 1 月まで

賃貸借期間：平成 30 年 2 月 1 日から平成 40 年 1 月 31 日とし、以降は 5 年間の再リース満了後に無償譲渡すること。

4. 事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

5. 応募資格

- (1) 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 本町内に本社および事業所を有する設備業者が協同参加すること。及びリース会社等がその設備業者に工事の施工又は再委託を行うことを前提として応募すること。また、本町へリース料の請求を行う会社が必ず応募者として含まれていること。

- (3) 本業務を適正に履行する能力があることを証することとして、過去3年度（平成26年4月1日から平成29年3月31日の間に工事完了）において、国の機関又は地方公共団体等が発注するリースまたはESCO事業において、国または国が委託した執行団体が行う補助事業を利用した省エネ改修の受注実績を3件以上有していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。
- (5) 本町指名停止基準に基づく指名停止を、参加表明書の提出時において受けていないこと。
- (6) 応募者の構成員が次のいずれにも該当しないこと。
- (i) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、企画提案書の提出前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - (ii) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は、商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立てを行っているもの。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
 - (iii) 剣淵町暴力団条例（平成25年剣淵町条例第30号）第2条第1号に該当する者

6. 事業者選定スケジュール

内 容	期 間
公告	平成30年7月10日（火）
参加表明書の提出期限	平成30年7月17日（火）
参加資格確認結果の通知	平成30年7月19日（木）
質問書の受付・回答	平成30年7月17日（火）
企画提案書の提出期限	平成30年7月27日（金）
審査結果通知	平成30年7月31日（火）
委託契約締結	平成30年8月上旬

※日程については、本町の都合で変更する場合がある。

7. 参加表明書の受付

(1) 受付期間

平成30年7月10日～7月17日の平日、午前9時から午後5時までの間（持参のみの受付とする。）

(2) 提出書類

・参加表明書（様式1） 1部

必要事項を記載・押印すること。

・法人概要書（様式2） 1部

事業者名称、所在地、代表者職・氏名、設立年月日、資本金、従業員数、主たる事業分野、法令による免許を記載すること。

・受注実績書（様式3） 1部

過去5年度において、国の機関または地方公共団体等が発注するリースによる省エネ改修の実績を記載すること。また、その証明書として契約書（写し）等を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、実績が10件以上の場合は、契約書の提出は10件を上限とする。

・協同参加表明書（様式6） 1部

本事業における代表者（リース会社）、元請、設備業者等の役割を明確にし、必要事項を記載・押印すること。

(3) 参加決定

本町は、参加表明書を審査後、参加資格の承認または否認について書面（様式4）により通知する。

8. 質問の受付

(1) 受付期間 平成30年7月11日～7月17日 午後5時まで

(2) 質問方法

「質問書（様式5）」により行うものとする。原則としてFAX又は電子メールにより行うこと。連絡先は、下記15.「問合せ先」を参照すること。

(3) 回答

回答は、文書によるものとし、FAX又は電子メールにより行う。なお、回答の内容は、原則として質問者及び全ての参加決定者に通知する。

9. 低炭素設備導入調査事業

導入調査事業に係る全ての経費（人件費及び業務費）は調査費用に含むものとし、導入調査事業完了後に支払うこととする。なお、導入調査事業費の上限額は2,000万円（消費税込み）以内とする。

10. 低炭素設備導入支援事業

設備導入事業に係る全ての経費（設備の導入のほか、撤去費も含む。）は、リース料に含むものとし、設備導入後から15年間にわたって支払うこととする。

なお、補助対象経費等については、環境省または環境省が委託する執行団体の要綱、交付規定等を確認すること。

11. 企画提案書及び見積書の提出

(1) 提出書類

・会社概要書 5部（任意様式）

・企画提案書 5部（任意様式）

※書類提出後の提案書等の修正又は変更は一切認めない。

・参考見積書 1部（押印必要）

※積算根拠をできるだけ詳細に記したもの

(2) 提出日時

平成30年7月17日～7月27日の平日、午前9時から午後5時までの間において、持参とする。

(3) 提出先 下記15.の問合せ先のとおり

(4) 提案内容

番号	提出書類	作成にあたっての注意事項等
1	会社概要書	・ 下記の表 1 のとおり
2	企画提案書	・ 別添「仕様書」に基づき、作成するものとする。 ・ 提案書への記載内容は、下記の表 2 のとおりとする。 ・ 提案書の様式は、構成、取りまとめ方法は、各社の自由とする。 ・ A 4 版、両面仕様、カラーとし、枚数、書式等は自由とするが、簡潔明瞭に記載すること。
3	見積書	・ 様式は任意、できる限り詳細に記載すること。

【表 1 会社概要書に記載する内容】

番号	書類	記載内容
1	会社概要書	会社名称、代表社名、主な業種、主な業務内容、本社所在地、電話番号、環境に対する取組み事項（環境マネジメント認証等の取得状況）、本業業務に関する業務実績
2	事業担当者の経歴等	氏名、資格等（保有資格、所在部課及び所在地、電話・FAX、E-mail アドレス）

【表 2 企画提案書に記載する内容】

番号	記載内容
1	貴社の本業務に対する基本的な考え方
2	仕様書に記載がある以下の項目について ① 検討事項内容 ② 事業遂行方針（国の補助事業としての進め方、温室効果ガス削減効果の把握、地域経済への波及効果等） ③ 事業実施体制、組織図等（調査・設備導入・維持管理） ④ 事業フローチャート
3	スケジュール

12. 企画提案書の審査等

企画提案書の審査は、本町の選定委員会において、原則として提出書類により選定する。なお、必要に応じてプレゼンテーションを行うこともある。その場合は、別途通知する。

また、選考結果は、企画提案書を提出いただいたすべての業者に対し、後日文書をもって通知する。

13. 契 約

上記企画提案書の審査等の選考結果に従い、最優秀提案者と打合せのうえ、契約を行う。なお、場合によっては、優秀提案者（次の優秀提案者）と打合せのうえ契約を行うことがある。

14. その他

- (1) 企画提案書の作成及び関係書類の提出等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 企画提案書の記載内容に、不正・不実がある場合は、選定対象から除外する。
- (4) 企画提案書について、本町は無償でこれを使用できるものとする。
- (5) 見積書に記載する金額は消費税込みの金額とし、見積書に記載する宛名は「剣淵町長 早坂純夫」とする。
- (6) 審査、選考結果に関する質疑は、一切受け付けない。
- (7) 応募をしてから辞退される場合は、書面（任意様式）により下記 15.の場所へ郵送あるいは持参で提出すること。なお、提出期限は平成 30 年 7 月 27 日必着とする。
- (8) 本事業は、停止条件付の募集であり、本町の平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付申請が不決定となった場合や本町において予算案件が議会で承認されない場合等は、本事業は実施されないこととなり、公募型プロポーザル事業者選定は無効となることもある。

15. 問合せ先

剣淵町総務課財務広報グループ

担当： 上林、菊地

〒098-0392 北海道上川郡剣淵町仲町 37 番 1 号

TEL：0165-34-2121（代表）

FAX：0165-34-2590

E-MAIL: zaisei@town.kembuchi.hokkaido.jp

(以上)